

※合格者登校日に持参してください

# 平成30年度 学習用パソコンの取扱について



学習用パソコン通信第2号(平成30年2月)に関するお問合せ先  
佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室  
電話 0952-25-7222  
メール gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

佐賀県のICT利活用教育の取組やイベント等について、  
ホームページでお知らせしています。  
県庁ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp/>  
トップページ→「暮らし・子育て」→「教育委員会」→「学校教育全般」→「ICT利活用教育」





# 県立高校における平成30年度新1年生への 学習用パソコンの無償貸与等について

## 目次

● 県立高校における平成30年度新1年生への 学習用パソコンの無償貸与等について	1
● 学習用パソコンの使用について	
1. 学習用パソコンの生徒への無償貸与について	2
2. 学習用パソコンの使用法の説明会について	2
3. 学習用パソコンの取扱いについて	3
4. 学習用パソコンの故障、紛失等への対応について	4
● 学習用パソコンの仕様について	5
● デジタル教材について	6
● 学習用パソコンの貸与手続について	7
● 学習用パソコンについてのご質問	8

学習用パソコン通信第2号(平成30年2月)に関するお問合せ先

佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室

電話 0952-25-7222

メール gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

佐賀県では、平成26年度から全県立高校において生徒一人1台の学習用パソコンを導入し、ICTを利活用した教育を進めており、これまでの取組により、一人一人の個性や能力に応じた分かりやすい授業の実施による効果が出てきているところです。

全県立高校への学習用パソコンの導入から昨年度末で3年が経過し、入学時から学習用パソコンを用いた教育を受けた生徒が卒業したことから、改めてICT利活用教育の現状把握と課題の整理を行うとともに、学校の特徴に応じた活用方法等を検討し、あわせて、ICT環境の整備の方法についても検討を行ってきました。

その結果、保護者負担の軽減も含めて総合的に勘案して、より保護者負担が小さくなる方法を選択し、学習用パソコンを県の備品として整備し、生徒に無償貸与するよう見直しを行うこととしました。

区分	平成30年度の入学生	平成26～29年度の入学生	
在学期間中の負担	学習用パソコン	県備品として整備し、生徒に貸与 保護者負担なし	保護者購入 (別に県補助あり)
	デジタル教材	授業で使用するデジタル教材 (教科書をデジタル化したものを除く) は、保護者負担	授業で使用するデジタル教材は、 全て県負担
	辞書	保護者負担(各学校が選択)	保護者負担 (学習用パソコンに付属)
卒業後の取扱	学習用パソコン	県備品の貸与物であるため、 卒業時に県に返却	個人の所有物であるため、 卒業後も継続して使用可
	デジタル教材	使用期間及び卒業後の使用の可否は、 教材により異なる	使用期間は教材により異なる 卒業後は使用不可
	辞書		卒業後も継続して使用可



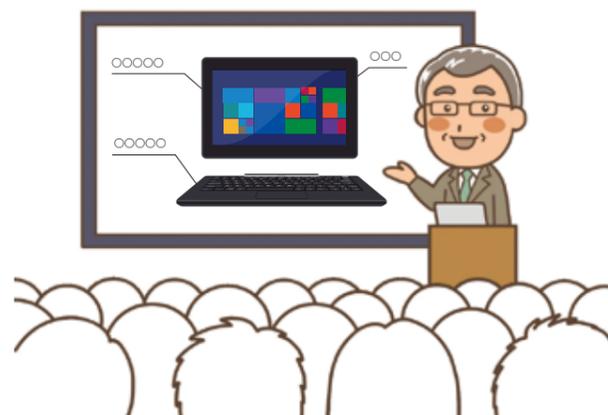
# 学習用パソコンの使用について

## 1. 学習用パソコンの生徒への無償貸与について

- 平成30年度に県立高校に入学される新1年生が使用する学習用パソコンについては、佐賀県が備品として整備し、在学期間中、生徒に無償で貸与します。
- 佐賀県から貸与された学習用パソコンは、県立高校在学中に限り使用でき、卒業時には佐賀県に返却していただきます。返却後は、別の生徒に引き続き貸与しますので、大切に使用してください。

## 2. 学習用パソコンの使用方法的説明会について

学習用パソコンを貸与する際、各県立高校で、基本的な操作方法、使用時の注意点等について説明会の開催を予定しています。



## 3. 学習用パソコンの取扱いについて

- 学習用パソコンは、学校および学校外(自宅等)で使用できます。
- 学習用パソコンは、原則、毎日自宅に持ち帰っていただきます。
- 学習用パソコンは、毎日自宅で充電し、忘れずに持参してください。
- 持ち運びの際は、学習用パソコンとキーボードを一体として付属の専用ケースに入れてください。
- 学習用パソコンの学習外への使用は控えてください。
- 学習用パソコンは、情報セキュリティの観点から、許可された使用者(生徒)以外は使用しないでください。
- 学習用パソコン一式(キーボード、専用ペン、ACアダプタ、専用ケース)は、破損や紛失等のないよう、適切に管理し、使用してください。
- 学習用パソコンを電車へ置き忘れたり、自転車のかごに入れたまま自転車を離れたりすることなどがないよう気を付けてください。
- 各県立高校で別途定める「学習用パソコン利用規約」(学校から配布予定)を守ってください。





### 4. 学習用パソコンの故障、紛失等への対応について

- 学習用パソコンに不具合や故障が発生した場合、紛失や盗難が発生した場合は、速やかに担任の先生へご連絡ください。
- 学習用パソコンの通常の使用による故障及び軽微な過失による破損に係る修理費用については、佐賀県が負担しますが、**故意または重大な過失による破損**に係る修理費用及び紛失・盗難による損害については、使用者(生徒)の保護者に費用を負担していただく場合があります。  
なお、学習用パソコンの紛失や盗難の場合は、状況によっては、学校の指示のもと、警察に遺失物・盗難届等の手続きを行っていただく場合があります。



### 学習用パソコンの主な仕様



- ・メーカー：富士通株式会社
- ・OS：Windows10 Education 64bit
- ・Office：Office365ProPlus (Word、Excel、PowerPointなど)
- ・ディスプレイ：10.1型ワイド
- ・取り外し可能なキーボード付き
- ・カメラ及び無線LAN内蔵
- ・バッテリー駆動時間：約10時間
- ・専用ペン付き
- ・専用ケース付き
- ・ウイルス対策ソフト及び不適切なウェブサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトをインストール済み

※在籍期間中に異なる機種に変更する場合があります。

## デジタル教材の購入について

- 学習用パソコンで使用するデジタル教材については、教科書準拠の教材（紙の教科書をデジタル化したもの）を除き、紙の副教材と同様に、保護者に購入していただきます。
- 保護者に購入していただく教材としては、資料集や問題集、自己学習用の個別学習ソフト、辞書ソフト等を予定しています。
- 使用するデジタル教材については、各県立高校で選択されます。
- デジタル教材購入費の支払いについては、紙の副教材と同じように、保護者納付金等で一括、もしくは分割でお支払いいただきます。  
保護者納付金等については、入学式当日に現金で納付していただきますが、県立高校により異なる部分もありますので、各県立高校の説明に基づき、お支払いください。

デジタル教材の種類	費用負担者
教科書準拠のもの (紙の教科書をデジタル化したもの)	佐賀県
資料集や問題集	保護者
自己学習用の個別学習ソフト	
辞書等	

## 学習用パソコンの貸与を受けるための必要な手続き

- ① 各県立高校で実施する合格者登校日に配布される「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書(様式第1号)」に必要事項をご記入のうえ、各県立高校が指定する日までに各県立高校にご提出ください。
- ② 審査後、各県立高校から「佐賀県学習用パソコン等貸付決定通知書(様式第2号)」が配布されます。  
なお、「貸付決定通知書」は在学中は大切に保管をしてください。
- ③ 学習用パソコン受取後、「物品受領書(様式第3号)」を各県立高校にご提出ください。

### 【学習用パソコン貸与スケジュール】

	3月中旬～下旬 (各学校が指定する日)	4月入学式以降	学習用パソコン納品後～
学習用パソコンの貸与を受けるための手続き	①「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書」を高校に提出	②「佐賀県学習用パソコン等貸付決定通知書」を受領	③学習用パソコンを受取 ⇒受取後、「物品受領書」を高校に提出





**質問 1** 学習用パソコンの充電は学校ではなく家庭でののでしょうか。

**A** 学習用パソコンは個人の学習用として自宅でも活用できます。持ち帰って家庭での充電をお願いします。

**質問 2** 学習用パソコンの充電をし忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか。

**A** 学習用パソコン自体を忘れて、充電を忘れてしまった生徒に対しては、ほかの教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。そのうえで、予備の学習用パソコンを貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。

**質問 3** 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか。

**A** 新たに契約する必要はありません。インターネット環境がある家庭では、インターネットへの接続が可能です。ただし、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

**質問 4** 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか。

**A** 学習用パソコンには、子どもが安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフト、ウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフトなど、セキュリティに関する対策を行っています。また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

**質問 5** 毎日持ち帰るため、専用ケースはありますか。

**A** 専用ケースを貸し出します。持ち帰りの際には必ず専用ケースに入れてください。

**質問 6** 学習用パソコンを個人的な旅行に持って行ってもよいですか。

**A** 原則、個人的な旅行への持ち出しは認めませんが、修学旅行や研修等の際の持ち出しは学校長が判断します。使用にあたっては、学校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。

**質問 7** 学習用パソコンが壊れてしまった場合は、パソコンを使う学習は、できなくなるのでしょうか。

**A** 修理期間中は、予備の学習用パソコンを貸し出しますので、学習活動に支障はありません。

**質問 8** 学習用パソコンを壊してしまった場合の修理費用はどのようになりますか。

**A** 通常使用の範囲であれば、修理費用は県が負担します。ただし、故意または重大な過失による破損に係る修理費用については、原則保護者に負担していただきます。

**質問 9** 紛失、盗難にあった場合にはどうすればいいのでしょうか。

**A** 紛失、盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。その後、学校の指示のもと、遺失物届や盗難届を警察に提出していただきます。  
なお、不用意に放置するなど重大な過失が認められる場合は、同等品を補充するための費用を負担していただく場合があります。

**質問 10** 兄弟等が学習用パソコンとして使用していたものを引き続き使いたいのですが、可能でしょうか。

**A** 平成30年度入学生からは、県が備品として用意する学習用パソコンを貸与し、使っていただくこととしています。

**質問 11** 保護者が負担するデジタル教材の購入費用の支払方法については、どのような方法がありますか。

**A** 支払方法については、学校により異なる部分もありますが、基本的には紙の副教材と同じように、保護者納付金等で一括、もしくは分割で支払う形となります。  
また、生活保護世帯については、教材購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、お近くの福祉事務所へご相談ください。

**質問 12** 学習用パソコンは家族が使用してもいいですか。

**A** 学習用パソコンは、生徒本人に基づいたライセンス(OS、オフィス等)のため、生徒本人以外では使用できません。